

不利益処分に関する処分基準 個票

生活環境部 クリーン推進課

不利益処分の内容	浄化槽清掃業に係る指示、許可の取消し、事業の停止						
根拠法令等及び条項	浄化槽法第41条						
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="284 434 491 508">根拠条項</td> <td data-bbox="491 434 1361 508">浄化槽法第41条</td> </tr> <tr> <td data-bbox="284 508 491 582">参考事項</td> <td data-bbox="491 508 1361 582">栃木市廃棄物の処理及び清掃に関する条例</td> </tr> <tr> <td data-bbox="284 582 491 685">設定等年月日</td> <td data-bbox="491 582 1361 685"> 平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更 </td> </tr> </table>	根拠条項	浄化槽法第41条	参考事項	栃木市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
根拠条項	浄化槽法第41条						
参考事項	栃木市廃棄物の処理及び清掃に関する条例						
設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更						
処分基準	<p>【 基 準 】</p> <p>浄化槽法 (指示、許可の取消し、事業の停止等)</p> <p>第41条 市町村長は、浄化槽の清掃について、生活環境の保全及び公衆衛生上必要があると認めるときは、当該浄化槽清掃業者に対し、必要な指示をすることができる。</p> <p>2 市町村長は、浄化槽清掃業者の事業の用に供する施設若しくは浄化槽清掃業者の能力が第36条第1号の基準に適合しなくなつたとき、又は浄化槽清掃業者が次の各号の一に該当するときは、その許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。</p> <p>一 第12条第2項の命令に違反したとき。</p> <p>二 不正の手段により第35条第1項の許可を受けたとき。</p> <p>三 第三十六条第二号イ、ハ又はホからヌまでのいずれかに該当することとなつたとき。</p> <p>四 第37条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。</p> <p>五 前項の指示に従わず、情状特に重いとき。</p> <p>3 第35条第4項の規定は、前項の規定による処分をした場合に準用する。</p>						